

産業協力のための特許審査面接試行作業方案

2022年12月1日改訂

経済部智慧財産局（以下、「本局」と称する）は、特許審査官が先端テクノロジー特許出願の技術内容を迅速に把握し、審査効率及び品質を向上させ、並びにできる限り速やかに特許取得を希望する出願人のニーズを満たし、その特許ポートフォリオ展開に利するよう、本方案を制定する。

本方案は2023年1月3日から2年間試行し、試行期間において、本局は審査力を考慮し、本方案の変更又は終了をすることができる。

一、適用対象

同一出願人の先端テクノロジー特許出願について、本局が実体審査に入る旨を通知後、まだ審査意見通知書又は査定書を受け取っていない場合。

二、先端テクノロジーの範囲（方案適用の技術分野）

本方案でいう先端テクノロジーとは、幹細胞再生医学、医療看護情報学、Micro LED ディスプレイ、量子ドット太陽電池、ニューラルネット、量子情報、量子コンピュータ、3nm（ナノメートル）半導体プロセス、チップパッケージプローブ精密化、ねじれ二層グラフェン、第三世代（次世代）半導体材料、AI（人工知能）、IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン、3Dプリンタ、5G（第5世代移動通信システム）、その他審査官が個別案件に基づき面接が必要と具体的に判断した技術を指す。

三、実施方法

（一）出願に以下のいずれかの状況がある場合、審査官は職権により面接通知をすることができる。

1. 審査官が先端テクノロジー関連の出願であると初歩的な判断をし、出願人に技術内容の説明の意思を確認したもの。
2. 出願人が産業協力のための特許審査面接意向書を提出し、且つ原則的に出願が10件以内で、審査官が本方案に符合すると判断したもの。

（二）出願人が産業協力のための特許審査面接意向書を提出後、審査官が本方案に適用しないと判断した場合、審査官は電話で出願は一般審査手続により審査を続行すると通知する。

（三）面接の際、出願の発明者、出願人又はその被雇用者等の発明技術関

係者が出席し、審査官に出願の技術内容を説明しなければならない。出席できない場合、本局の専利案件に関わる面接作業要点の規定により、オンライン面接を行うことができ、自ら選択した適切な場所と本局とで会議システムをつなげて、直接審査官とオンライン面接を行うことができる選。

- (四) 面接記録には面接の時間、場所、参加者及び審査に必要な出願に関する技術又は事項を記載しなければならないが、出願人がそれは商業機密又は営業秘密であると表明した場合、記録しない。
- (五) 本方案において規定されていない事項については、「經濟部智慧財産局専利案件面接作業要点」により処理する。

四、 注意事項

- (一) 本方案に関する作業方法は本局の「産業協力のための特許審査面接試行作業方案 Q&A」をご参考いただきたい。